分科会 第四

被差別当事者の声を聴く―差別解消の推進に向けた取り組みを考える

龍谷大学法学部教授
金　尚均（キム・サンギュン）

Ⅰ　はじめに

（１）京都朝鮮第一初級学校事件－3 回の示威活動

在日韓国・朝鮮人を標的とした差別的言辞の横行・頻繁化
2000 年頃からインターネット上や公共の場でのデモや街宣活動で目立ち始めた。
特徴→公然と、罵詈雑言、誹謗中傷又は社会からの排除を扇動する表現行為
「チョンコを殺せ」、「チョンコを海にたたき込め」など
①2009.12.4：11 人が学校に押し寄せ、器物を損壊し、罵詈雑言を浴びせた示威活動
②2010.1.14：学校付近での 70 余名のデモ行進
③2010.3.28：地裁の街宣禁止の仮処分を無視して行われた 100 余名のデモ行進

（２）裁判関連経過概要

2010.06.28　民事訴訟提起
2010.08.10　在特会幹部ら 4 人逮捕→ 2011.4.21 刑事裁判 1 審有罪判決 →のち確定
2013.10.07　京都地裁判決　1,226 万円＋差止任用　（→被告側控訴）
2014.07.08　大阪高裁判決　控訴棄却　（→控訴人側上告）
2014.12.09　最高裁上告棄却決定　確定

（３）司法判断

京都地裁（2013 年 10 月 7 日）と大阪高裁（14 年 7 月 8 日）は、名誉毀損と業務妨害を認め、人種差別撤廃条約違反をその悪質さの根拠に、加害者側に 1226 万円の損害賠償を命じた。

１）見えてきた現行法の限界と特定集団に向けられた有害な人種差別表現
京都地裁判決
「一定の集団に属する者の全体に対する人種差別発言が行われた場合に、個人に具体的な損害が生じていないにもかかわらず、人種差別行為がされたというだけで、裁判所が、当該行為を民法７０９条の不法行為に該当するものと解釈し、行為者に対し、一定の集団に属する者への賠償金の支払を命じるようなことは、不法行為に関する民法の解釈を逸脱しているといわざるを得ず、新たな立法なしに行うことはできない。」（京都地判 2013 年 10 月 7 日）

大阪高裁－人種差別の目的と効果
（15 年 7 月 8 日大阪高裁判決）「被控訴人は、控訴人らの上記行為によって民族教育事業の運営に重大な支障を来しただけでなく、被控訴人は理不尽な憎悪表現にさらされたもので、その結果、業務が妨害され、社会的評価が低下させられ、人格的利益に多大の打撃を受けており、今後もその被害が拡散、再生産される可能性があるというべきである。」
「また、事件当時、本件学校には 134 名の児童・園児が在籍していたが、各児童・園児には当然のことながら何らの落ち度がないにもかかわらず、その民族的出自の故だけで、控訴人らの侮辱的、卑俗的な攻撃にさらされたものであって（児童らが不在であった場合であっても、事件の状況を認識し、又は認識するであろうことは容易に推認できる。）、人種差別という不条理な行為によって被った精神的被害の程度は多大であったと認められ、被控訴人は、その在校生たちの苦痛の緩和のために多くの努力を払わなければならい。」

（４）現段階--差別解消法の時代の始まり（2016 年）
「障害者差別解消法」（2013 年制定）
「ヘイトスピーチ解消法」（2016 年制定）
「部落差別解消推進法」（2016 年制定）
1945 年以降、初めて差別解消立法が施行

Ⅱ　背景
（１）　国連人種差別撤廃条約
1995 年、国連人種差別撤廃条約に加入
本条約が 1965 年国連において全会一致で採択されてから 30 年後の出来事

１）疑問→日本において差別事象はなかったのか？
２）国内法の未整備
２つの法案が国会に提出されたものの、成立に至らず
国連の人種差別撤廃委員会からの差別禁止法制定の勧告
日本政府の認識
「８３．我が国が本条約第４条（a）及び（b）に関して付している留保及びその理由については、第１回・第２回政府報告パラグラフ７２から７４参照。
８４．右留保を撤回し、人種差別思想の流布等に対し、正当な言論までも不当に萎縮させる危険を冒してまで処罰立法措置をとることを検討しなければならないほど、現在の日本が人種差別思想の流布や人種差別の煽動が行われている状況にあるとは考えていない。」
（人種差別撤廃条約第７回・第８回・第９回日本政府報告）